

第3回 “ふじのくに” 規制改革会議 本部会議

開催日時	平成30年3月14日（水） 午前10時00分から午前12時00分まで
開催場所	静岡県庁本館4階県議会特別会議室（静岡市葵区追手町9-6）
出席者	<p>委員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般社団法人静岡県商工会議所連合会 酒井公夫会長</li> <li>・ 静岡県中小企業団体中央会 諏訪部敏之会長</li> <li>・ 公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム 石井潔理事長</li> <li>・ 公益財団法人静岡県国際交流協会 高貝亮会長</li> <li>・ 株式会社エムスクエア・ラボ 加藤百合子代表取締役</li> <li>・ 特定非営利活動法人静岡県男女共同参画センター交流会議 大國田鶴子代表理事</li> <li>・ ときわ総合法律事務所 河村正史弁護士</li> <li>・ 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 神原啓文会長</li> <li>・ 日本労働組合総連合会静岡県連合会 中西清文会長</li> <li>・ 学校法人新静岡学園 三枝幸文理事長</li> </ul> <p>静岡県</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吉林副知事、山梨県理事（地方分権・大都市制度担当）、内田県理事（内陸フロンティア担当）、市川地域振興局長、山口地域振興課長</li> <li>名波許可事務指導管理官、杉山交通規制課長補佐、梶山静岡市都市計画課長 他</li> </ul>

## 1 開会

【事務局】 おはようございます。定刻となりましたので、只今から、第3回“ふじのくに”規制改革会議本部会議を開催いたします。本日はお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。開会に当たりまして、静岡県副知事、吉林からご挨拶申し上げます。

【吉林副知事】 皆さん、おはようございます。本日は、年度末の大変お忙しい中を、朝早くからお集まりいただきまして、ありがとうございます。おかげさまで、この会議も3回目になりまして、酒井議長をはじめ、皆様のご尽力によりまして、民間等から様々な意見を積極的に応募していただきまして、規制改革プラス予算等の要望も含めて、28件という多くの提案をいただきました。ほんとうに、皆様のお力添えに深く感謝を申し上げる次第でございます。

県では今、来年度に向け、新しい総合計画を策定しておりまして、議会の審議もほぼ終わりました。年度末までには成案として、公表する予定であり、地震対策等をはじめ、8つの政策から成ります。それを支える仕組みといたしまして、いわゆる行政経営というものをご柱に据えておりますけれども、その行政経営の1つとして、この規制改革というのを位置づけてございます。新しい総合計画を進めていくためには、政策を進めるに当たって、課題解決のネックとなる国、県、市や町の様々な規制がございます。なかなかそれを、表に出して議論をするというのは今まであまりございませんでしたが、こういう会議を使って、積極的に県のほうからも働きかけを行う、あるいは関係者を集めて、直接ご意見をいただく。さらにそれを、どういう形にしていって、課題解決に向けて1歩でも2歩でも進められるかというような視点も含めて議論を進めていただければ幸いです。

それから、県の予算も、おかげさまで、今、議会に提案され、一般会計は、1兆1872億余りでございます。政令市へ少し権限の移譲等に伴う財源が移譲しますので、全体の規模としては、外見上は減っておりますけれども、実質的には昨年よりも増えた予算になっております。

それから、組織としては、地域の課題をより解決するために、地域支援局と、地域の危機管理部門を統合いたしまして、4圏域で地域局を新たに設置することとしております。そうしたことによりまして、市や町との連携も強化いたしますし、その圏域の連携も深め

てまいります。それから、地域の課題解決も図っていきたいと考えている状況でございます。

ぜひ、この規制改革会議を通じまして、県内の様々な規制が緩和されて、地域の課題が1つでも解決できるようにしたいと思っておりますので、ぜひ本日も忌憚のない意見交換をよろしく願いいたします。

**【事務局】** 吉林副知事につきましては、申しわけございませんが、所用により、会議の途中で退席させていただきます。

本日の出席者につきましては、お手元に配付しております名簿により、御紹介にかえさせていただきます。

本会議は、地方創生の取組を進めるに当たりまして、阻害要因となり得る規制・制度のあり方に関する協議・検証を行う場でございます。

また、委員の皆様から、規制にかかわることや、この会議に関することなどについて、意見をいただく時間をとりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入りますが、ここからの議事進行につきましては、酒井議長にお願いいたします。

**【酒井議長】** それでは、冒頭ご挨拶申し上げたいと思います。吉林副知事のほうからもお話がありましたとおり、年度末の本当にお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。この規制改革会議本部会議の議長を務めております、静岡県商工会議所連合会会長をしております酒井でございます。よろしく願いいたします。

今、ご案内もありましたとおり、この“ふじのくに”規制改革会議本部会議でございますけれども、静岡県の喫緊の課題であります人口減少に対する問題、その中で地方創生を実現するという立場に立ったときに、各種規制というものが、その阻害要因になるのではないか、そういう観点から県と市町の規制・制度の検証を行っているわけでございます。今回が3回目となります。国の法律、あるいは地方公共団体の条例規則等は、当初はもちろん、その必要性があったわけでございますけれども、社会構造や経済情勢の変化によって、現在におきましては、事業活動の支障となっている場合があるわけでございまして、日々変化する状況に対応して見直していくことが必要であるということは明らかでございます。

今回は、重点テーマを設定し、あるいは、委員や関係団体からも多くのテーマをいただきました。審議事項が4件、報告事項が24件の、計28件の提案がございました。関係者の皆様には、ご協力いただきましたことに感謝を申し上げる次第でございます。非常に多岐にわたったテーマでございますので、本日、議論が活発に行われることを期待するわけでございます。

ただ、今回でこの会議は3回目でございますけれども、成果が上がっているかというところ、かなりクエスチョンマークでございます。活発に議論していただくと同時に、関係いたします県のご当局の対応というものも期待するところでございます。今までのやり方にとらわれずに、これからの地域の活性化のために、ぜひ規制を緩和していただくというスタンスに立った上でご議論いただくことを強く希望して、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めたいと思いますが、初めに、事務局から提案の受付状況につきまして説明いたします。

#### 【事務局】

資料1 提案受付状況を説明

【酒井議長】 ありがとうございます。

それでは、資料2の審議事項4件につきましてご審議いただきます。

審議事項につきまして、静岡市に関するものが2件ございますが、今後、県下全体に関係する可能性のある事項でもあることや、別日程での地域会議を取り扱うことは難しいため、今回、静岡市の所管課の方にご出席いただき、本日の本部会議の中で取り扱うことといたしました。

それでは、ご説明いたしますので、ご意見をいただきたいと思っております。

初めに、「検定合格交通誘導警備員を配置する指定路線の区域の緩和」につきましてご説明いたします。よろしくお願いいたします。

## 2 議事

### (1) 審議事項

【許可事務指導管理官】 資料2 審議事項1を説明。

【酒井議長】 ありがとうございます。それでは、1番目の「検定合格交通誘導警備員を配置する指定路線の区域の緩和」についてのご意見をいただきたいと思いますが、10分程度の質疑時間しかとれないと思いますので、積極的にご意見、ご発言いただければと思います。ご発言のある方はどうぞよろしく願いいたします。

今の建設業においての人手不足はかなり深刻でございますので、そういったことも勘案して、ご発言いただければと思います。

【高貝委員】 警備業の方が警備につく場合の規制ということですがけれども、建設会社の中には、外注せずに自分のところで警備をやっておられるようなところ、それは他人のために警備しているわけではないので、そういった場合には、検定合格者でなくても良いのでしょうか。これに関して、情報があれば教えていただけますでしょうか。

【許可事務指導管理官】 これにつきましては、警備業務自体が、依頼主の注文に応じて警備業務をやるということが前提ですので、警備業に当たらないということから設置の義務はかかっておりません。また、それを通称、自社警備とっておりますけれども、自ら行うものについては警備業に該当しないことから、設置の義務がかかっていないということになります。

【高貝委員】 ありがとうございます。そうすると、危ない道路での警備について、警備業者がやる場合には、相当高い技能を持った人がやる必要があるが、自社警備の場合は、その規制が全然ないのはアンバランスな気がします。今回の規制については、内容としては、人の生命、身体の安全ということから、ここを緩めるのはなかなか難しいかと思いますが、そういうところを含めた全体のバランスみたいなことも、将来的には検討する余地があるのかなと感じました。ありがとうございます。

【酒井議長】 ありがとうございます。ほかにご意見、いかがでございましょうか。

【石井委員】 先ほど、最後に講習を受ければ検定に合格するとおっしゃいましたけど、何時間ぐらいの講習を義務づけているのか教えていただけますでしょうか。

【許可事務指導管理官】 検定につきましては、公安委員会でやる検定というものがまず、ございます。これは、通称「直接検定」というもので、講習を受けず、警備員が勉強して、学科並びに実技をやって合格すれば、合格証が交付されます。それとは別に、一般の社団法人が行う講習を受講する方法があります。講習を2日ほど受講しまして、それによって、ある程度のレベルに達したということで、修了すれば、公安委員会に申請して、合格証明書、検定合格がもらえるという方法でございます。ですので、公安委員会が行う検定と異なり、時間と費用等がかかるという形にはなっておりますけれども、ある一定のレベルの技能を持ったということになれば、その講習は修了ということになっております。

【石井委員】 試験みたいなものはあるのでしょうか。

【許可事務指導管理官】 講習において、ある程度の、一定のレベルを確認するために、学科並びに実技等の試験をやって、講習の修了を認めているという状況であります。

【石井委員】 合格の難易度はどの程度なのですか？

【許可事務指導管理官】 一般的に公安委員会が行う直接検定としては、合格率は、50%ちょっとということで難しいんですけども、講習の場合は、それ以上に合格率がいいと聞いております。ですので、警備員の方は、直接検定より一般社団法人がやる講習を受けて、合格証明書を受けているというのが実情でございます。

【大國委員】 私は、こうした検定試験があるのを全く知らなくて、皆さん同じかなと思っていました。これは年齢制限とか性別とか、何か制限がございませうか。

【許可事務指導管理官】 お答えします。それについては、一切ございません。年齢については、検定合格者については18歳以上ということで、年少者はだめですけども、男女の別はございません。

【大國委員】 ちなみに、合格者5,600人のうち女性は何割ぐらいですか

【事務局】 それについては、今、確かな数字はございません。昔に比べれば、警備員は増えてきておりますけれども、その中から検定合格ということになると、かなり少ないと。警備員自体で女性の方も増えてきておりますので、検定合格者はまたこれから増えるとは思いますが、現時点ではかなり少ないという状況であります。

【神原委員】 路線の指定は、どれぐらいの周期で行われているのでしょうか。時代が進むとともに、地域の状況が大きく変わってくる可能性があると思うので、そのあたりの情報がございましたら、参考に教えていただきたいと思います。

【許可事務指導管理官】 これにつきましては、5年の周期で見直しているということでございます。路線の事故致死率とか事故の件数と、各団体の要望等を決めまして、設定には若干の時間がかかりますので、大体5年ごとの見直しということになっております。

【中西委員】 路線指定については、様々な要件を勘案して決められているのだということを知りました。そういう意味で、決定した路線については、起点から終点までは全部対象になってしまうので、結果的に交通量の激しいところと、そうでないところの差が生まれていると理解しました。先ほどの説明の中で、交通量の少ないところも今度は道路が狭くなったり、見通しが悪くなったりするので、そういうところも含めて規制をしていますという話でしたが、逆にいうと、規制されていない道路でも、そういう道路があると思います。そういうところはどうかと考えると、闇雲に始点から終点まで全部を規制するのはどうかかなというのは、私自身、お話を聞いていて感じました。あくまでも意見でございます。

【酒井議長】 ありがとうございます。時間があまりないものですから、皆さん、大体ご意見いただいたと思いますが、さきほど中西委員がおっしゃったことが、私もポイントじゃないかと考えております。起点から終点まで非常に長い路線もあるので、路線指定していくというのが実態に合っているのか。そうすると、路線を指定する基準というものがどのようになっているのか。先ほど事故率など、いろいろご説明いただきましたけれども、そこは実態に合わせるべきではないかなと。

どこで線を引くのがいいかというのが難しいと思いますが、例えば、過疎地域、準過疎

地域という指定があると思いますが、例えば、旧安倍村とかという表現ですよ。そういう区域で、過疎、準過疎という地域が指定されていると思いますが、そういう分け方で路線の中でも色をつけるという考え方がないかというのが1つと、もう一つは、事故の関係もごございますので、あまり乱暴なことは言えないですけれども、一般的にいうと、頻度の少ないリスクに対しては、民間はどうやって対応するかというと保険です。保険を掛けてあるから、事故が起きてもしようがないという意味ではありませんが、小さいリスクに対しての部分は保険という対応があるのかなと考えていったときに、もう少し自由度があってもいいのかなと。要するに、業者に対する責任を任せてやってもいいのかなということが、規制緩和の観点からは出てくるのではないかという気がしますでしょうか。

**【許可事務指導管理官】** 今のご意見の中にありました、基準の問題については、今までの基準とどう整合性をとるのかという点もごございますので、それについては、これからの5年後、28年から33年度になりますけれども、その参考として、どういう規制が一番いいのか、これらの意見を伺って、対応したいと思っております。

**【酒井議長】** 路線の指定をするルールというのは、内規ですか。

**【許可事務指導管理官】** はい。内規という形で基準が指定されていますので、それに従って選んで、指定するという形になります。絶対というわけではございませんので、その辺は一番使いやすいというか、一番あった規制というのがいいかなと思っております。

**【酒井議長】** そのルールは誰が決めるのですか。

**【許可事務指導管理官】** これについては、全国一律です。県によって、ばらばらですと困りますので、ある程度は統一的な基準が示されておりますので、それに従って決めていくという形にはなると思います。

**【諏訪部委員】** 私は、公安委員としまして、また、中央会の会長としまして、板挟みで非常に難しい立場ですけれども、要は、人の命を守るということで、公安委員としましては、この規制というのは大事であると。逆に、今度は、中央会の立場としていいますと、



ここに出ていますように人手不足によりまして、工事ができなくなってしまうという問題もあるわけで、その辺をどうやっていくかということで、非常に難しい問題がございます。5年に1回見直しということでございますので、その間にいろいろ、次の議題にも関連しますが、人手不足解消に寄与するような仕組みができてくるのではないかと考えております。5年後にもう1回、多面にわたって検討する必要があるのではないかとこのことを感じます。

**【酒井議長】** ありがとうございます。建設業界の人手不足というのは、皆さんご承知だと思いますけれども、かなり厳しい状況であることは間違いございませんので、それらも踏まえた中で、国としての統一的なルールということになると、どこまで踏み込めるのかはわかりませんが、ぜひ現実合った形での見直しのほうに一步でも進んでいただけたらと思います。

**【三枝委員】** 追加で、質問よろしいですか？路線の指定というのは、全区域にわたるのですか。あまり、現実的じゃないような気がしますね。交通量も簡単に調べられるので、もう少し個別の対応を検討されたらどうでしょうか。

**【酒井議長】** それについて、ぜひそういったことも踏まえて検討いただけるように、次回の路線指定のときに考慮いただければありがたいなと。よろしく願いいたします。

時間の関係もございますので、次へ行きたいと思います。審議事項2番でございます。今と非常に関連しておるわけですが、「仮設交通信号機設置による交通誘導員の配置省略」について、よろしく願いします。

**【交通規制課課長補佐】**

資料2 審議事項2を説明。

**【酒井議長】** ありがとうございます。それでは、先ほどと同じように、ご意見をいただきたいと思っております。

**【加藤委員】** 道路工事を行う際に、事故の危険性が懸念される項目が事前にわかって

いるのであれば、警備員の設置省略に向けた条件の整理等を行い、安全が確保できる手段の対応表等を作成すればよいと思います。安全確保という目的があるため、規制緩和は難しいのかもしれないですけど、機械化が進む中、是非チャレンジしていただきたいです。今後、行政と民間がきちっと協力し合って整えていくのが大事だと思います。意見です。

**【三枝委員】** 静岡学園の三枝です。先ほどの審議事項の1と確かに共通する部分があって、そもそも建設業がほかの業種よりもほんとうに人手不足で、深刻な業種であるということは、ますますこれからそうなると思っています。ただ、そうなる、建設業自体の仕事の機械化といったものも必要だし、安全確保という観点でも、機械化でできるものは、そういう方向に向かっていかなくてはならないと思います。

さて、今の右ページの下から4行目のところに、信号機について、仮設交通信号機、一般の信号機、そして、公安委員会の意思決定を受けた工事用信号機と3つ出てきますが、一般の信号機は、私たちが普段街を歩いていて見るものですね。そうすると、ここに出てくる仮設交通信号機と工事用信号機の2つが問題になると思います。例えば、建設業者の方にとっての費用負担ということになると、工事用信号機だったら、これは公安委員会の意思決定を受けているわけですね。それを使うということは、仮設交通信号機を使う場合に比べて、建設業者の方にとっての費用負担というのは大分違うものですか。

**【交通規制課課長補佐】** 費用の関係について、インターネットで調べてみました。仮設交通信号機といいますと、非常に安価なものでございます。公安委員会の意思決定をとる正規の信号機となりますと、それなりの金額になってまいります。

**【三枝委員】** もちろん人の命というのは大切ですけども、それと同時に、人手不足といったことも検討して、長期的には機械化をしていく必要があるのではないかと考えています。以上です。

**【河村委員】** 1つは、資格ある警備員を配置する場合、2人配置するのか、1人配置するのか。要するに、入口と出口というかの問題があると思います。その問題と、それから、指定する場合、先ほどの路線全体を指定するのではなくて、ほんとうに危険な一部を指定したらいいじゃないかという議論がありましたけれども、その場合、実際に公安委員

会の担当者が行って調べてこれは必要だなと、警備員の配置が必要なのか、信号機が必要なのか調べるのか、どのようになっているのでしょうか。

【交通規制課課長補佐】 今回の提案に当たりまして、建設業協会さんのほうにお伺いしたところ、要は、片側交互通行、したがって、工事区間の両側に配置です。したがって、最初と最後に2人配置を想定しているということで、承知しております。

【河村委員】 それから、もう一つ、路線の指定をする場合、どういうふうにして調べているのでしょうか。

【交通規制課課長補佐】 路線の指定につきましては、実地の確認をしているというわけではなく、事故率、致死率、事故件数、各団体の要望等で検討しております。

【河村委員】 公安委員会は、非常に手間がかかる仕事だろうとは思いますが、ほんとうに規制が必要なのかどうかを検討していただきたい。それから、警備員2人を配置しなければいけないのか、1人で済むのか、そこら辺も工夫をしていく余地があるのではないかと考えました。

【酒井議長】 ありがとうございます。

【神原委員】 先ほど、三枝委員がおっしゃいました工事用信号機は、3色灯、仮設工事用信号機は、2色灯ですね。この違いまた、2色と3色灯ではかなり値段が違うと。多分、公安委員会の認可を受けるために高くなっているのだと思います。物自体はそんなに複雑なものではないでしょうし、そんなに高価になるはずがないと思います。医療用の機器でも、医療機械になるかどうかで値段が全然違います。それはいろいろな認可を受けないといけないからなので、その辺の基準や手順を、もし簡便化できるのであれば値段はかなり違ってきて、2色灯を使わず、いわゆる工事用信号機を使えるというようになるかもしれませんので、その辺りもご検討頂ければ。

【酒井議長】 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

【大国委員】 私、県外各地へ車で運転していく者の立場からしますと、人がいるときもあります。機械も今、たくさんあります。ロボットのような人が手を振るものや、あと「30秒、29秒、28秒」というものがあったり、諸々あるのですが、運転するほうとしましては、人でも機械でも変わらないです。日中ですと、車の量も多いですし、道路の幅も広いです、車線が広いですから人がいたほうがいいのかもかもしれません。でも、山のほう、例えば私、伊豆のほうへ、しょっちゅう行くのですが、工事中のところは、人がいるところと、機械化しているところともう様々です。そういう人が少ないところ、車量の少ないところは、私は、できたら建設業の方も人手不足ということがありますので、なるべくこうした工事用の信号機というものにかえたほうが、私はいいのではなからうかと。

ただ、人が誘導した場合と、信号機で誘導した場合とで事故が違うということであれば安全を優先すべきです。それほど、変わりが無いのであれば、私は、山間部、車の量の少ないところとか、山の中へ入っていくところは、できたら信号機等での誘導でいいのではないかなと思いました。

【酒井議長】 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

【中西委員】 今回の規制は、危険を防止して安全を確保するということだと思っておりますので、そこはしっかりやらなきゃいけないなと思っておりますが、その上で2つ質問させていただきたいと思っております。

1つは、提案のところに、本県においては認められていないよというような書き方をされておりますが、他県の状況がどういうふうになっているのかという、その辺の状況がわかれば教えていただきたい。

もう1点は、前に発言した委員と質問が重なるかもしれませんが、仮設信号機と警備員を置いたときの安全性確保といった時点で、どれだけの差が発生するのかということを少し具体的に教えていただければと思います。

【交通規制課課長補佐】 それでは、お答えします。まず、他県の状況についての御質問です。全国ではどうなのかというところですが、これは正式な統計資料はありません。他県に照会等々をしている中で、実際に使っている県はございます。例えば、千葉県ですと、災害が発生した際に、もうやむを得ず仮設の信号機を設置したというところは聞いて

ございます。その他、この近県でも何件かは使っているところもあるように聞いております。

それから、2点目であります。仮設の信号機、それから公安委員会の意思決定をとる信号機です。この仮設の信号機、また皆さんお帰りになったらインターネットを見てもらいたいのですが、「この赤信号を無視したら違反になるの？」と出ています。「これは違反にはなりません」というところで、明確に書いてあります。したがって、その信号機に従わない場合が多々考えられる。それから、一般の信号機と今回の仮設信号機ですが、設置する灯器の高さが違います。公安委員会の信号機は、通常、おおむね5.5メートルの地上高に設置しています。それから、工事用の信号機につきましては、せいぜい2メートルぐらいの高さです。そうしますと、ちょっと車高が高いワンボックスあたりが前にいて、その前に灯器があると、後ろの車は全然見えないというところがございます。

やはり機械的にも信用性はどちらが高いと言え、断然公安委員会の意思決定を通した信号機が高いということからしますと、安全性を考えれば、費用は高くなりますが、しっかり意思決定をとって正規のものをつけるというほうがより安全性が高まるというふうに判断しております。以上です。

**【石井委員】** 今のご発言と、右下の下から2段目の段落のところとが、少し奇妙な感じがするのですけれども、警備員の場合でも、警察官じゃないわけだから、法律に基づいてやっているわけじゃないのでそれに従わなくても、法的には拘束力はないわけですよ。ですから、仮設信号機の場合だけこういうことを言うのは何か奇妙な感じがして、むしろ人間の場合よりも、単純なシステムの信号機のほうが信頼が置ける場合もあるから、法的に事業者は責任を問われるという理由で仮設信号機はいかんというのは、そういうことを言いますと、結局、全部警察官がやらなきゃいけないみたいな話になっちゃうような気がして聞いていたのですけれども。

**【酒井議長】** いかがでしょうか。

**【交通規制課課長補佐】** 交通誘導員さんの配置については、それぞれの工事箇所の工事される方は、図面を持ってきて検討するわけでございます。そもそも、これは人が誘導したほうが安全だよねということで配置させていただいています。そうした中で、今回は、

要はなかなか人手不足で大変だよというところで、人をやめて信号機でどうかというところかと思います。

私ども、警察ですので、警察庁のほうにもご意見なども伺いますが、やはり人を省くことは原則、バツですよ。人がより安全にできるために、こういう資機材、こういうものを使ってくださいというふうに指導を受けております。以上です。

**【諏訪部委員】** 先ほどの委員のご意見ですけれども、公安委員が実地を確認に行っているのかということですが、これは審議事項1に出ていますように、担当官の報告を基に、最終的に公安委員が認めるということになっています。公安委員は5人しかいないものですから、現場に行くということではできません。

それから、中西委員からありました人をつけるかどうかということ、これは安全という面で行きますと、完全に人をつけるということなのですからけれども、もう一つ、これは二次的な問題ですが、渋滞解消ということもあるわけです。信号機だけでは、渋滞解消はできない。車が、詰まった場合にどうしようかということもありますので、渋滞を解消するという意味でも人というのは必要ではないのかなと感じました。これは二次的な意味です。あくまでも安全が第一ですけれども、二次的な問題として渋滞解消ということも、人がいると臨機応変にできるのではないのかなと。そんなことも考えます。

**【酒井議長】** 皆さんのお話を伺っていると、最初の審議事項も一緒ですけれども、安全を確保しながら、どうやって人が少ない、人口が減っている中で対応しようかというテーマだと思いますので、ぜひこれは今までのルールとか規制にとらわれないで、どうやったら機械化で安全が確保できるのかという発想をお持ちいただいた中で、もちろん国のルールがあるということを十分承知しておりますけれども、そういう議論をしていただかないと、下手すると、規制緩和の会議が一步も前に進まない可能性が出てきますので、ぜひそういう発想での議論を進めていただきたいなと思うところであります。安全を確保するために機械化で何ができるのかという観点だと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の議案につきまして、説明をよろしくお願ひします。

**【静岡市都市計画課長】**

資料2 審議事項3を説明

【酒井議長】 ありがとうございます。

それでは、この点につきましてご意見をいただきたいと思います。いかがでございましょうか。高さ制限の設定をしたのは、そんな昔ではなかったですね。何年前でしたか。

【静岡市都市計画課長】 今、静岡市が清水市と合併をした後、旧の清水市はもう少し前からかけていたんですけど、合併した後、平成24年に静岡市全体の中で高度地区というのをかけていったという形になっています。

【酒井議長】 そのときに、これは都市開発協会ですけれども、地元の人たちとの議論というのは、どういう議論がされて落ちついたかというのをちょっと一言伺いたいたいです。

【静岡市都市計画課長】 都市計画法に示されている都市計画決定の手続というのは、地域の皆さん、あるいは市民の皆さんに十分な説明をなさうということが法に課されております。そういった意味で、例えば公聴会とか説明会、それと図書の縦覧という形で、誰でも見ていただきたいということを広く市域全体で行って、広く市民の皆さんのご意見を伺った上で、この手続をしております。法に示されているように手続を行った上で、都市計画決定ということで、県さんの同意、あるいは物によっては国の同意というところもいただきながら、こういった手続を進めているということになっておりますので、そういった機会があるごとに市民説明をして意見を伺った結果として、これを整えていると考えていただきたいと思います。

【酒井議長】 当時もいろいろ不満があったとは聞いておりますけど、手続上はそうだとすることは承知しておりますけど、その上でご発言いただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。お願いします。

【高貝委員】 この31メートルの制限が、中心市街地はまだ高さ制限がありませんと、そう言われている中心市街地というのは、中心市街地とつくエリアがいろいろあるので、具体的にどの図のどの部分が制限のないところかわかれば教えていただきたいです。

【静岡市都市計画課長】 補足資料の2の図面をごらんいただきたいと思いますけれども、用途地域図ということで、青色の線を中心市街地活性化の基本計画の区域ということでお示しをしておりますが、この青色で囲んだ線がメインになるんですけども、この中でご指摘の近隣商業地域が一部入っているところ、右肩、右の下の近隣商業と書いてあるところについては、高さ制限の31メートルがかかってございますが、その他の商業地域のところについては制限がかかっていないという状況でございます。

【高貝委員】 今のご回答を受けてですけれども、例えば、田んぼの中にいきなり高層ビルがあるとか、道路とか、そういったところに非常に多数の人々が出入りするような建物になると、それはまたいろいろ差しさわりもあるかと思いますが、逆に、今の右下の肩の中心市街地活性化基本計画区域の中に入っておりながら制限がかかっているようなところは、その制限をしないことによるデメリットというのは、なかなか具体的に考えられないのかなという気がしますけれども、その辺、何か想定されていることはありますでしょうか。

【静岡市都市計画課長】 先ほど、提案書の最初の段階で少し説明をさせていただきましたけれども、規制内容の概要の2段目のところ、高さ制限の緩和、高度地区の除外、許可による特例の規定を設けているということで、小さな区画で、そういった開発をしたいということが全くできないわけではないんですね。

そういったことで、ここを除外するというよりも、開発が可能な手段もあるわけですから、そういった手法を使っていただくことによって可能なのかなと考えてございますので、面的に除外するという必要はないかなと考えてございます。

【酒井議長】 ほかにいかがでございますでしょうか。

ご意見がないということになりますと、この対応の内容でよろしいという結論でよろしいですか。

【高貝委員】 今のご回答だと、対応不可というよりは、個別に対応できる場所があるというのが正しい回答ということですかね。



【静岡市都市計画課長】 この都市計画の制度として何かをするかという、それはしないということになります。ほかに、特例制度等がありますから、それを使ってくださいということになりますから、今回の要旨の中では、都市計画的には対応しませんよという形で示させていただきました。

【酒井議長】 それでは、よろしいでしょうか。

どこかで線を引かなくてはいけないのは事実なものですから、大体不満が出るのは、線を引いた横あたりというので、ただ、いろいろな人の話を聞いていますと、こういった高さ制限があれば、その辺を意識して開発は初めから手をつけないといけない。上限を意識した中での開発になりますので、当然、そこで高いものを建てるという発想がないという部分もありますけれども、不満はいろいろなところで出ているように聞いておりますので、ぜひコミュニケーションをとりながら、よりよいまちづくりということでご議論いただきたいと思います。対応とすると、これでよろしいという方向でまとめたいと思いますけれども、委員の皆様よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、4番目をよろしくお願いします。

【静岡市都市計画課長】

資料2 審議事項4を説明

【酒井議長】 ありがとうございました。

それでは、この件につきまして、ご意見をよろしく願いいたします。

【河村委員】 質問をさせていただきたいのですが、この右のページ、一番下の4行目、これは結論部分ですけれども、現在でもこういうことができるということなののでしょうか。

【静岡市都市計画課長】 現状でもできるというものでございます。

【河村委員】 わかりました。ありがとうございます。

【酒井議長】 ほかにいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。特にご意見ご

ございませんか。

せっかく提案していただいた、案件でございますので、ぜひ関係者には丁寧にお答えい  
ただきたいと思います。内容からすると、特例を活用する対応ということでよろしいと思  
いますけれども、そういったものを十分活用するというので、いい方向に持っていける  
ように、またご議論いただきたいと思いますので、丁寧な説明をよろしくお願ひしたいと  
思います。内容としてはよろしいでしょうか。それでは、4番を終わりたいと思います。  
ありがとうございました。

それでは、時間が押して済みませんが、この後の内容でございます。資料3の報告事項  
につきまして、説明を、時間が無い中恐縮ですけれども、よろしくお願ひします。

### (3) 報告事項

#### 【事務局・県所管課長】

報告事項7件を説明（資料3）

【酒井議長】 ありがとうございます。報告事項でございましたけれども、幾つかの  
ものにつきましては国のほうへ提案していただき、あるいは幾つかのものについては進展  
しているということございまして、先ほど国の対応の中で2つ、浄水場での発生土の問  
題、あるいは自動車運転代行業に関する制度につきましては、考えていた方向のほうに進  
んでいるということございまして、対応がとれているということございまして。時間  
がないことばかりで恐縮でございますけれども、報告事項でございますので、簡単に終わ  
りたいとは思いますが、ご意見、ご質問等ある方はご発言いただきたいと思ひます。  
いかがでございましょう。

それでは、私から、先ほどのV2Hの話、電気自動車から家庭への電力供給についてで  
すが、新型は可能ということ、初めて知って驚きました。これは、どの法律を見ればそ  
の部分理解できるのでしょうか。

#### 【エネルギー政策課長】

法律的に今までできなかったというよりも、技術的な問題、法律的には、先ほど申し上  
げましたように、10キロワット未満とすることというのが電気設備の技術基準で定めら  
れています。その中で、電力会社からの電気とEVからの電気を、うまく両方使えるよう

にするという技術的な課題があったのをクリアされて、2014年ぐらいから新型のシステムも出てきて、現在は一般に市販されているという状況です。

【酒井議長】 それでは、今日の議論の部分は以上でございますけれども、三枝委員のほうからご意見があると伺っておりますので、それにつきまして時間をとりたいと思います。よろしくをお願いします。

### (3) 意見交換

【三枝委員】 前回の会議で、議長から、次回会議では、審議するだけでなく、何か特定のテーマを選んで意見交換したらどうかというご意見がありましたので、私から提案させていただいたものがあります。

それは、今日配られた資料の中にもそれに関するものがあります。土地、空き家に関する現状という資料が入っているかと思います。これは最初、県の規制改革会議で議論するものかどうか、ちょっと私も困ったんです。規制改革会議は、規制の撤廃とか緩和に重点を置く会議だからです。

ところが、空き家とか所有者不明の土地がという話は、必ずしも規制の撤廃に直結する話ではなくて、規制を新たに設けなくてはならない部分もあるし、また現行の規制を緩和していかななくては、ならない部分もあるかと思います。

そしてまた、現在、国土交通省の国土審議会で、同じように所有者不明の土地の問題も議論されているわけです。報道によると、全国で九州に相当する面積が誰の土地かわからないような状況になっているという話があります。

そうなりますと、国のレベルでは、例えば民法の問題とか、更には財産権の問題の議論も必要になるかと思います。県のレベルでは、例えば公共用地を取得するとき、誰の土地かわからないような土地があったのでは、取得に膨大な時間がかかってしまう。それゆえ、東日本大震災のような大災害があったときには、対応に著しい遅れが生じます、特に東北地方では高台への移転とか、地盤のかさ上げとか、防潮堤の用地取得のところ、誰の土地かわからない土地があることによって、すごく時間的なロスが非常に生じたという話も聞いています。市や町の話でいうと、固定資産税の徴収が、誰の土地かわからなければ固定資産税を徴収することもできなくなるという問題が出てくるかと思います。

したがって、この規制改革会議でどうこうするという問題と必ずしもふさわしいとは言

えませんが、たまたま私が提案したらそれが採択されたので、今日はその話をこれからしてみたいと思います。

所有者不明の土地が何で増えつつあるのか。しかも、ますます増える一方だというのはなぜかと考えてみると、やはり制度的な要因と社会的な要因と両方あるかと思います。制度的な要因は、土地を相続した人が登記をしないということが大きな原因だと思います。それは、相続の登記は、登記しなくても相続人は別に何にも困らないわけです。別に契約によって売り買いしたものではなく、相続であれば、当然親のものは子に相続するわけであって、相続しても、相続の登記をしないからといって誰も困らない。もちろん相続した子供が、そこに抵当権を設定するか売却する場合は、相続の登記をしてなければまずいですが、そうでない限り、ただ使っているだけであれば、相続の登記をする緊急の必要性がさほどないということです。

それから、田舎の土地のような資産価値の低い土地にわざわざ登記料を払って、そして司法書士に払うお金を考えると、資産価値の低い土地をわざわざ登記する必要はない。むしろ、それだけのメリットがないという意味もあります。

ですから、登記があくまでも義務でなくて任意であるというところに1つ大きな問題があると思います。しかも、登記した人が、その後、何回も引っ越しをしたとしても、住所変更の登記をしない限りは、古い住所でそのまま登記簿に載っていることになるわけです。ですから、そういうことであれば、登記簿の情報自体が、現状を正確にあらわしていないという問題があります。

それからあとは、例えば静岡に土地があり、東京で地主が亡くなったという場合、その亡くなったという通知は、土地がある静岡の市や町に連絡される仕組みになっていません。そうすると、市や町は、不在地主の持っている土地に固定資産税を従来かけていても、そのうちに滞納が発生したり、納税通知書が戻ってくる。そもそも一体、ほんとうにその人は生きているのか死んでいるのか、それもわからないという状況になります。このように、東京で死亡しても、不動産のある静岡に通報する仕組みには、なっていないのです。それがまた、固定資産税を徴収する上で非常に面倒なことが発生するということです。

それから、今の内容が制度的な要因ですけれども、社会的な要因がもう一つあると思うのです。今、少子化とか高齢化とか、東京への一極集中とかグローバル化とか、いろいろな要因が社会的にあるわけですが、それが全て、所有者の不明な土地を増やすほうに働いているような傾向があります。

例えば少子化。少子化が進むと、当然土地に対する需要は長期的には減ってきます。ですから、ごく一部の非常に条件のいい土地は別として、そうでない土地の地価は下落傾向を示していくはずですが、そうになると、土地の資産価値と費用との関連で、未登記がますます増えていく。

次に、高齢化があります。高齢化は、団塊の世代の人たちは現在、65から70歳という年齢です。その人たちが20数年後に、亡くなるということです。相続物件が大量に増えてくるということは、当然未登記もそれに従って増えることとなります。

それから、東京への一極集中、これは特に静岡では、若者がどんどん東京に行くという現象が今も続いています。そうすると、若者は当然、東京に行けば、そこで仕事をして、それから住まいも東京でということになるでしょう。地元への愛着がそれほどない限りは、地元にある親の山林や田畑、そしてまた、駅からはるかに遠い住宅を、東京に住んでいる子供たちが、実家に自分が戻らないにもかかわらず相続の登記をするということは、あまりないだろうということがこれから考えられます。しかも、山林などの場合は、親や祖父母が活着しているときに、山林のどの場所が自分の家の山林かということを知っていない限りは、山林の場所自体の特定は子供たちの世代ではほとんど不可能です。そして、宅地であっても駅から遠いところはだんだん人が少なくなり、店舗も撤退する。そうすると、地価は下落し、資産価値が減少すると相続の登記をお金をかけてまではしなくなるだろうということです。

それから、あともう一つ、グローバル化があります。今、静岡の不動産を外国人が買っているのも結構あります。外国人が日本にいてくれればまだしも、外国へ戻ってそこで亡くなったような場合には、相続人を探すことも大変な話で、また外国に日本の法律が適用されるわけでもないですから、強制的に外国人を調べるということもなかなか難しくなる。それからまた、日本人であっても海外で生活している。そうすると、相続人のハンコ1つもらうのも大変になってくる。

このように少子化、高齢化、東京一極集中、グローバル化、そういったものの全ての要因が土地の相続の登記をしなくなる方向に働き、誰の土地かわからなくなる。そういう土地は、今後増えることはあっても減ることはないでしょう。

今迄述べてきた様々な事を考えると、これからも静岡から若者がどんどん東京に行って、そして地元への愛着がなくなるということであれば、所有者不明の土地というのは、静岡にとっても大きな問題になるかと思うんです。県としても対策の検討が必要です。以上で

す。

【酒井議長】 ありがとうございます。未登記の土地の問題、九州1個分というのはよく新聞に出ておりますし、大きな問題だと思います。これは、市町単位でしょうか。地籍調査もかなり一生懸命やっているんですけども、なかなか追いつかないという現状、それに対して、県も支援しながらやっているという話も伺うわけです。共通の認識として、これは大きな問題になる、何とか片づけなきゃいけないところまではできるんですけども、その後、具体的にどうやっていったらいいのかがなかなか難しいんですね。今ご指摘いただいたとおりの内容ではないかと思っております。

県のご担当のほうから、もしご意見といいますか、あればご発言いただけたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

【事務局】 事務局のほうで、関連する国の動向、県の取組について、わかる範囲でお答えします。

まず、国の動向でございますけれども、所有者不明土地の円滑な利用を可能にする制度という特別措置法案をこの3月に閣議決定しまして、今国会で成立させて、来年夏の施行を目指しているという状況です。具体的内容につきましては、道路、河川、公共事業、自治体が道路整備などで土地を恒久的に利用する場合に、所有者がわからない土地がある場合に、収用委員会の審議に基づいてやっていくわけなんですけど、そういう審議を経ずに知事が裁定することができる、そういう権限を知事に与えますよということが、今のほうではやられています。

もう一つ、公共事業ではないけれども、この所有者不明の土地を活用したいという場合についても、知事が10年間の土地の利用権を与える制度という形の制度づくりみたいなものを、今のほうでは動いておりまして、また農地の関係ですと、これは新聞にも出ていましたが、相続登記がなされずに持ち主がはっきりしない農地の貸し借りを促すために、農地バンクというのをやっておりますが、設定期間の上限を5年から20年に延ばすという改正案を今通常国会に提出しているところです。

県の取組については、広域連携による地籍調査を行っております。特に東日本大震災の後の、土地がわからないということで、復興に大幅な遅れが生じているということも踏まえて、伊豆半島で賀茂振興局というところがあるんですけども、1市5町の、広域連携という

仕組みを利用しております。1町ごと、1市ごとが地籍調査をやっていくのは大変なものですから、連携しましょうということで、連携の協約を結んで、複数の市町で共同実施をして地籍調査をする。これは全国初の取組とされております。先ほども出てきました農地バンクでは、平成29年2月に、所有者がいないと見られる東伊豆稲取の耕作放棄地を知事裁定で農地バンクに利用権を設定する告示、公示を行ったりとか、遊休農地の活用についての知事裁定が実施されたのがその当時初めてだったりとかいうことをやっています。土地に関しては以上でございます。

**【酒井議長】** ありがとうございます。私もちょっと委員としてかかわっているものがございまして、非常に手間暇かかることで、市町によっても進捗の度合いが随分違うというの承知しておりますので、今後こういった問題を進めていかなくは、いけないというはあるんですけども、非常に手間暇かかっているというのが実態のようでございます。ただ、問題としますと非常に重要な問題でございますので、三枝委員からご提案いただきましてありがとうございました。

皆さんからのご意見、ご質問等ありましたら、短い時間でございますけれども、はい。

**【河村委員】** まず、相続人の不存なのか、それとも、いるけれども行方不明なのか、そういうことを我々も分けて考えないといけないと思います。私、弁護士は大体相続人が不存の場合、要するに相続人がいない、法定相続人がいない場合、相続人不存ということで、債権者からまた利害関係人から、相続財産管理人の選任の申し立てを家庭裁判所にして、それからその管理人が指定されて、それでそれをお金にかえて借金を払って、最終的には国のものになるわけですけども、今、私自身が、そういう作業をやっている案件が1つあって、その方は、周りとの交際がほとんどなく、自分の家は荒れ放題で、自分がつくったマンションの一室に住んでいるという人で、周りからものすごく困っちゃって、電線に枝がかぶさってきていると大問題になっているのですけれども、何とかお寺のほうから葬式費用の債務があるというので、お寺から相続財産管理人の選任の申し立てをしてもらって処理して、今ほぼ完了したという状況ですが。結局安く売っても1億七、八千万になって、それが国のほうに行くわけですけども、そういう土地が、相続財産管理人をつけないで、相続人がいないということがはっきりすれば、それはそれでできるわけですね。

ですから、その仕分けをするのに、今まで自治体は一生懸命ではなかった。私も中部の都市の2都市ぐらいの顧問をやっていますが、そういうことを調べるということを、10年くらい前まではあまり熱心ではなかったですね。ただ、自治体が調べていただければ、要するに調べるということは戸籍謄本を全部とって、無料でとれますから、とっていただければ非常に処理はしやすいですね。

ただ、相続人がいなければいい、厄介なのは、いて、どこにいるかわからない。住民票を追っていけば大体いるのですけれども、わかるのですが、変わった人で住民登録を変えていない、これが一番困る。そういうときに法律の力で、新しい特別措置法でもつくってやっていただけると非常にありがたいんです。何らかの方法はあるんですね。それをやらなきゃいかんというだけの部分がかかなり多いと私は考えています。

**【酒井議長】** ありがとうございます。ほかにご意見、ご質問等ありますでしょうか。

それでは、本日本日予定しました内容はこれで終了いたしますので、事務局にマイクをお返しいたします。ありがとうございました。

**【事務局】** 長時間にわたりましてご審議いただき、まことにありがとうございます。

なお、本日いただいたご意見のほかにもお気づきの点がございましたら、お手元にお配りしております意見用紙にご記入いただきまして、事務局宛てに送付いただければと存じます。提案に対します対応につきましては、提案された方にお知らせするとともに、ホームページ上でも公表いたします。

それでは、閉会に当たりまして、山梨県理事からご挨拶いたします。

**【山梨県理事】** 本日は大変貴重なご審議を賜りまして、まことにありがとうございます。頂戴したご意見をしっかりと承りまして対応させていただく所存であります。

本日、審議事項として4件、これは当局としても非常に対応に苦慮している、適切な対応に向けて、ご提案を受けた対応に向けてなかなか難しいところがあるということです。一方で、審議事項以外の、先ほどお話がございました、いわゆる報告事項につきましては、国で既に我々の要望等も受けて法改正を検討しているものも幾つもございます。

そういう点では、こういう場を私どもおかりして、いろいろご指摘をいただくということが、まず規制の緩和とか解除のきっかけになる、これは当局として非常に重要なことで



ございまして、それを受けて、とにかくできることを私どもとして、遅いものもあるし、速いものもありますが、一生懸命進めていく、対応を進めていくということが何より重要ではないかと考えております。

また、個別の事項について、やはりきちっとした役所側、自治体側の説明、住民や申請者の方々への説明、これが非常に重要でございまして、そこをしながらご理解をいただいくという部分、分野もあろうかと思えます。

いずれにしても、全国で規制改革会議というのは、県レベルでつくっておられるところは、本県を含めて4県ぐらいしかないんです。どこの県にでも設置しているものではないので、大変重要な機会と考えておりますから、引き続きさまざまなご指摘、あるいはご提言、そしてご意見を賜りたいと思います。この点はぜひよろしくお願いいたします。ほんとうにありがとうございました。

**【事務局】** 以上をもちまして、第3回“ふじのくに”規制改革会議本部会議を終了いたします。本日はまことにありがとうございました。

— 了 —